

〈翻 訳〉

スチュアート・ホワイト著
『ベーシック・インカムに対する
エクспロイテーション批判の再考』

権 順 浩

〔訳者はしがき〕

1980年代半ばからヨーロッパを中心として、サッチャーリズムとレーガノミックスの登場により、衰退しつつあるケインズ主義的経済政策とベヴァリッジ主義的社会政策に称された福祉国家体制の代わりに、これからの福祉ガバナンスをどうすべきかという議論が盛んに行われた。その1つがベーシック・インカム(Basic Income, 以下 BI と省略)構想である。

BI 構想の中では、参加所得(アメリカのワークフェア政策のより広義のアクティベーションの意味)や負の所得税(アメリカの EITC やイギリスの WFTC 等)のような一定の条件付きの所得保障制度も含まれている。一般的に BI といえは、労働上の地位、雇用の記録、労働意欲、婚姻上の地位とは関係なく、すべての市民に定期的に無条件で支払われることが保証された所得を意味する(Fizpatrick 1999=2005, p. 42-45)。

そのため、BI に対する批判も既存の社会システム体制を維持しながら BI の構想を実行しようとする参加所得や負の所得税より、既存の社会システム体制の全般にわたって改革を求める無条件の BI に集中している。その主な内容は、無条件の BI はすべての人に一定の金額を一律に支給するため、労働意欲を低下させ、多くのフリーライダーをうみだすということである。

スチュアート・ホワイトの論文はこのような批判を否定、あるいは反論するというより、かえってそれを認めたうえで、なぜ今の社会に BI が必要なのか、社会の中でどこに肯定的な影響が現れるのか、それによって社会がどう変わるのか。公正性、互酬性、相続遺産の観点から、我々の社会にとって BI がデメリットばかりではなく、大きなメリットも与えると論じている。とりわけ、BI は、①仕事の機会の拡大、②社会賃金、③エンパワーメント、の3点についてより効果的であると述べている(Fizpatrick 1999=2005, p. 75-76)。

訳者自身もこうしたホワイトの考え方と同様に、BI の導入によってもたらす問題については否定しない。

しかし、その問題より、BI が経済・資本中心の現代社会(効率性や成果主義、激しい競争等を助長する社会)がもたらしてきたさまざまな社会問題(例えば、社会的排除、貧困、格差、不平等、等)を改善、解決はもちろん、社会連帯の観点から人々の命や尊厳を守られ、人間らしい生活が可能な社会をつくっていくうえで、大きな役割と機能を果たせるだろうと思っている。そして、BI はこれからの福祉ガバナンスを考えるにあたって、我々が志向すべき新たな社会の将来像を課題提起するものと考えている。

しかし、前述したように BI に対する強いマイナスイメージのため、いまだに、無条件の BI を実行している国はない。こうしたマイナスイメージを緩和し、本当に我々の社会に必要な思想や価値は何かという問いについて、答えているのがホワイトのこの論文ではないかと考え、本論文の翻訳を行った。

著者について簡単に紹介するとスチュアート・ホワイトは、イギリスの政治理論をオックスフォード大学のマグダレン・カレッジで PPE (哲学・政治学・経済学)を学び、同大学ウルフソン・カレッジで政治学修士号をとった。そしてアメリカのプリンストン大学で政治学博士号を取得した。1997年~1999年まで MIT で政治学助教として勤務し、1999年から母校であるオックスフォード大学のイエス・カレッジに勤めている。主たる研究分野は規範的政治学、公共政策、政治思想史(ルソー、プラトン、ベンサム、ウェーバー、マルクス主義)である。研究方法としては社会正義や平等、自由のような政治的理念と制度・政策との関係を分析し、現在の社会制度・政策の問題を提起している。主たる著書は Building a Citizen Society: The Emerging Politics of Republican Democracy (2008); Equality (2008); The Citizen's Stake: Exploring the Future of Universal Asset Policies (2006); The Ethics of Stakeholding (2003); The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship (2003); New La-

bour: The Progressive Future? (2001) 等がある (オックスフォード大学ホームページ)。

なお、2006年福岡で開かれた世界政治学会へ参加し、「共和主義的なポスト生産中心主義社会政策とアクティブ・シティズンシップ」というテーマで報告を行った (日本政治学会会報, 2006)。

本論文「Reconsidering the Exploitation Objection to Basic Income」は、BASIC INCOME STUDIES Vol. 1, Issue 2 RESEARCH ARTICLE December 2006に掲載されたもので、ウェブサイト <http://www.bepress.com/bis/> で得た。

原文のタイトルにある「the Exploitation Objection」は、無条件のBIをめぐるBIの支持側と批判側の間において、論争の中心になっている重要な概念である。

本文の中でホワイトは「the Exploitation Objection」について「社会へ何の貢献もしない人々に給付を支給することに対する反対論」とであると説明している。しかし、これに対する日本語の定訳がまだないため、どう訳したらよいのか、相当悩んだ。

「the Exploitation Objection」の辞書の意味から、「搾取に対する異議」、あるいは「搾取反対」、「搾取異論」といったことも考えられよう。しかし、この概念はマルクスの搾取理論に基づいているというより、ジョン・ロックやジョン・ローズの道徳原理が背景にある (Han van Wietmarschen, 2003, p. 3)。そのため、辞書的な意味のまま訳すと、概念の本来の意味が薄れてくるおそれがある。これらを総合して考えると、最も近い概念としてフリーライダーのモラル・ハザード問題を指す意味ではないかと考えられる。しかし、これをそのまま使うこともあまり好ましくないと考えた。

したがって、言語学の専門家や社会福祉を専門とす

る研究者の助言をいただき、本来の意味を最大に伝えるため、「Exploitation」はカタカナでそのまま「エクスプロイテーション」として、「Objection」は「批判」と訳した。そのことから「the Exploitation Objection」を「エクスプロイテーション批判」と訳したというわけである。

最後に、本稿の訳出にあたり、著者のスチュアート・ホワイト先生から翻訳の許可をいただいたことに感謝を申しあげておきたい。

参考文献

1. Tony Fizpatrick (1999) 「Freedom and Security ; An Introduction to the Basic Income Deate」, 武川正吾, 菊池英明訳 (2005) 「自由と保障 ; ベーシック・インカム論争」 勁草書房
2. Karl Widerquist (2006) 『Who Exploits Who?』 POLITICAL STUDIES, VOL 54, 444-464
3. Han van Wietmarschen (2003) 「Envy and Exploitation」
[http://www.stanford.edu/~hanvan/han/documents/Envy%20and%20exploitation.pdf#search='Envy and Exploitation'](http://www.stanford.edu/~hanvan/han/documents/Envy%20and%20exploitation.pdf#search='Envy+and+Exploitation') 2009. 1. 9
4. 日本政治学会会報 (2006) No. 51
<http://www.soc.nii.ac.jp/jpsa2/publication/newsletter/Newsletter51.pdf#search='スチュアートホワイト'> 2008. 12. 25
5. <http://www.politics.ox.ac.uk/about/staff/staff.asp?action=show&person=44> 2008. 12. 25
6. <http://www.jesus.ox.ac.uk/staff/white.php> 2008. 12. 25

Abstract :

無条件のベーシック・インカムに対する一般的な異論は、社会への相互生産的貢献をすることなく、他人の労働で暮らす人々に給付が支払われるのは不公平であるということである (『エクスプロイテーション批判, exploitation objection』)。本研究の概要はこの異論に対する4つの反応、完全主義、公正性のバランス、互酬性のバランス、そして相続資産の反応について論じる。完全主義においてはややメリットを見出すが、エクスプロイテーション批判に対して効果的に応じるため、後の3つの反応を加えて論じる。論文は、たとえエクスプロイテーション批判に十分応じることができるとしても、まだベーシック・インカムに活動を条件付きにさせるためには、他の正義に基づいた理由があるかもしれないと説明することで結論つける。

キーワード：ベーシック・インカム、搾取、互酬性、社会福祉、社会正義

1. 序 論

基本的なニーズを、高いレベルで十分に満たす基準が無条件のベーシック・インカム（以下、BIという）のある社会を想像してみよう。この社会でのある人物を想像し、私はジョーと呼ぶ。ジョーはどう暮らしているのか？彼はアパートで相当な時間をTVを見たり、読書をしたりしつつ、過ごしている。時々、彼はパブ（イギリスの居酒屋の一種）や、映画館へ行ったりもする。彼は法律を守っているが、社会への貢献は何もしていない。物をつくったり、育児や老いた家族の面倒をみたりするといった社会に対する何の貢献もせず、彼自身と彼自身の喜びのために暮らしている。こうしたジョーのような生活は何かが間違っているのではないかというのがBIの論点の中心になっている。BIに対する多くの批評家の目には、ジョーのような行動は間違っていると見える。ジョーのライフスタイルはソーシャル・ポットから資源を引きこんでいるが、ソーシャル・ポットに還元する能力があるのに、何もそこに出していないという点で、他の市民に不当な負担をかけている。彼が間違っている明確な一つは、「互酬性の義務」に違反していることである。彼のウェルビーイングと機会は他人の努力によって得られるが、彼は彼らのために、互酬的な努力をしない。逆に、その論点は必ずしもジョーが彼らと同様な社会的価値を創造すべきではないことである。ジョーがそのような価値を創造するための能力が欠けていることを考えずに、そのことを期待することは不当であると考えられる。むしろ、彼ができる能力の範囲内で期待できるいくつかのことを努力させるべきである。そのように理解すると、互酬性の義務は、多くの思想家が理解している「社会正義」の一部として確信をもっている義務である。例えば、ジョン・ロールズは「それぞれが社会の協力的な仕事のなかで役割を果たす」ことがこの社会の中でほとんど考えられていないと主張している。(Rawls, 2001, p. 179)。

実際、無条件のBI（BIの支持者）が直面している最も基本的な倫理課題の一つは、おそらくBIがジョーのような暮らしを可能にすることで、互

酬性の義務に違反する点であろう。もちろん、ジョーの場合は極端であり、たぶん少数の人々しか彼のように自己完結的な生活をしていないと思われるかもしれない。しかし、極端な場合でなくとも、人々は貢献の最低基準に達していないかもしれない。また互酬性の義務を果たすことに部分的に失敗するかもしれない。我々は誰かが他の労働をせずに不公平に暮らしていると考える多くの状況において、ある人たちが誰かの労働を搾取して暮らしていると考える。この異論は「BI」に対する「エクスプロイテーション批判」と呼ばれることがある。

その異論に応じる義務は道徳的にだけでなく、少なくともある国では政治的な規範として求められている。福祉対策への公的意見についてのイギリスの調査結果によると、給付を受ける側の互酬性を求めることを提示している (Tatlor-Gooby, 2005)。これは必ずしもすべての福祉受給者に求職活動を求めるというように、ありのままに解釈することではない。しかし、もしあなたが身体障害者ではない、あるいは幼児か他の被扶養者のためのケアをしないとすれば、労働努力することが適当であると考えられる。

道徳的と政治的、2つの理由から、BIの支持者は、BIが人々に互酬性の義務を違反することを可能にするという異論に立ち向かわなければならない。この異論に応じて何が言えるだろうか？

本稿では、4つの可能性のある反応を考える。まず、「完全主義の反応」に対する観点は、多くのメリットがあるからではなく、BIの支持者は労働の道徳的・倫理的な重大さに基づく異論と直面するとき、それに対して時には対応しているからである。そして私は、我々が実際に見逃しているエクスプロイテーション批判のポイントを明確にする必要があると思う。それからエクスプロイテーション批判に効果的、全体的に応えるため、3つの反応を加えて述べる。多くの国ではBIの基本的な方法で政治的な壁を克服するため、それらの3つの反応が十分効果的にあらわれるか否かは不明である。しかし、BIの支持者はこの改善の道徳的な望ましさについての確信が持てると思われる。

2. 完全主義の反応

最初に考えるべき反応は「完全主義の反応」である。私がここで使う「完全主義」は、善い生活 (good life) あるいは包括的な倫理的教理 (例えば、宗教) の特別な理論に由来しているという理由で、政治的権限の行使の正当性を保持する「政治的正当化」という概念で解釈する。政治的正当化が自らの関心事や重要さについて制限し、市民の間に善い生活と包括的な倫理的教理の異なる哲学をより公平的、あるいは中立にすべきであると論じている主張を反完全主義者は認めていない。その区別は恐らくジョン・ロック (John Locke) の「寛容に関する書簡」の中で最も明らかにされている (Locke, in Wootton, 1993 [1688])。このエッセイの中でのロックの関心事は、政府が彼らの課題上、強制的な力を合法的に行使するかもしれないその背景を確認することである。彼は、政府が救済を促すため、抑圧することは不法であり、仮定された特定の宗教の教理 (理念) の正しさを訴えることで抑圧を正当化していると主張した。政府は課題である「市民の利益」 (civil interests) を保護、あるいは促進するために、それが機能するときだけ合法的に抑制する力を使用する。市民の利益は特定の宗教的な見解から独立したすべての市民にとって重要である。それは生活、健康、身体的安全、個人の自由はもちろん、資源に対する権利を含んでいる。ジョン・ロールズのような同時代の自由主義の哲学者も同様にそれを区別している。ロールズの理論において「基本財」の概念はロックの「市民の利益」に類似した役割を果たしている。簡単に言えば、政府権限の行使に対するロールズの主張は特定の包括的 (例えば、宗教) 教理への内在的理由より、むしろ基本財の分配において公正かつ合理的な概念に基づいたとき、合法的であるという (Rawls, 1993)。

人々は時々、BI に対する異論について、完全主義の推論に基づいた道徳あるいは労働観の重要性を主張し、それゆえに反自由主義的であるという。そのような主張をする人々は、恐らく「プロテストントの労働観」あるいは、我々を善い生活

に導くための本質的な幾つかの方法である労働 (求職) をしなければならないという考えに関する異論については、理解するというより聴きおくというのがより一般的であろう。その異論は身体的に健康者ある方が、また働かない場合より働く場合の方が充実した生活ができると考えた。その反面、BI は所得なしで自由に生きていく方法を人々に与えるために望ましくないと考えた。もし BI への異論がこれに基づいていれば、彼らに全面的ではなく、たとえ部分的であっても働く場所を与えることで、人はより完璧かつ合理的な善い生活ができるという考え方ができる。もちろん、何人かの人は彼らにとっての善い生活として労働をみるかもしれない。しかしこれは、彼らにほかの活動をする権利を与えないことでもある。このことは特定の宗教へ確固たる責任を与え、彼らに他人に宗教を押し付ける権利を与えないことと同様である。このような傾向において、ある哲学者は、ワークフェア政策は公的政策の完全主義的な正当化によって自由を禁止することになり、それは自由でないと主張する (Wissenburg, 2001, 参照)。

しかし、完全主義の反応はエクスプロイテーション批判のポイントを逃しがちである。(White, 2004 b)。エクスプロイテーション批判の根底にあることを考察する方法は、完全論 1 つだけではない。その考えは善い生活の一部分のために、人々は働かなければならないのみならず、彼らは他者との公平のために働かなければならないということを示す。異論は、BI が失業等で報酬がない人に支給するからではなく、何の努力もせずに暮らす人々にまで支給するので、それは不公平を招くことになるというものである。BI の支持者は、したがって、公平性についてこの主張を考慮する必要がある。私は多様な方法の中で以下の 3 つの反応に着目している。

3. 公平性反応のバランス

この脈絡における最初の反応は「公平性反応のバランス」であり、最も一般的な形態はおそらく次のようであろう。BI を導入することは、不公平をつくり出すというより、より大きな不公平を

防ぎ、バランスをとるということであろう。この反応は事実上、多くのエクスプロイテーション批判を認めている。それは、働かない、あるいは十分に働かなく暮らす人々に支給する BI が、働く人々にとっては不公平であることを認めている。しかしこれは社会が公平になるかもしれない唯一の方法であることがポイントである。互酬性よりも多くの公平の側面があり、たとえ BI が互酬性の観点から悪いとしても、それは公平を認める他の影響にとって非常に良いかもしれない。

とりわけ、一つ注目すべき BI の潜在的効果は市場において脆弱な地位にいる人々に効果的であることである（特に、脆弱性の議論については Goodin, 1986 を参照）。現実の市場経済において一部の人は彼らの労働力を売るため、限られた機会を自ら見つけようとする状況にいたのであろう。これらの状況では、彼らは仕事や収入を得るため、より裕福な個人によって酷使、搾取、あるいは強圧的な振る舞いに弱くなる可能性もある。多様な理由で、我々は市場の脆弱性の結果、あるいはそれ以外自らの脆弱さを防ぐため、人々を保護する正義を望んでいる。BI の支給は彼らに適切な所得保障を与えるので、労働力を売ることから独立し、脆弱さを防ぐ優れた方法である。

それで公平性反応のバランスは今、以下のようにおかれているであろう。実際的には、次の2つのような社会の選択に直面している。(a) 互酬性に違反していないが、やや市場の脆弱性がある社会、また (b) 市場の脆弱性はないが、やや互酬性に違反する社会である。どちらの社会が公平であるだろうか。確かに (b) が (a) よりバランス上、公平である。もしそうだとすると BI に対するエクスプロイテーション批判はたとえ妥当であるとしても決定的ではない。結局、市場の脆弱性に対する影響の結果として BI をつくり出すより、大きな不正を防ぐため、BI を導入することが公平性を支持することになるわけである。

このことは公平性反応のバランスの包括的な意味を示す。ただし、今日、多くの資本主義社会の状況において、その反応は、これらの社会において厳しい不公平の背景から加えられる力を引き出すことに注目する。これは私に公平性反応のバラ

ンスについて第2の文脈上の説明をもたらす。現代の資本主義社会において、互酬性の推定上の義務を遂行するための福祉システムをデザインすることは、互酬性の義務に違反することを含んだ不正義より大きな不正義をつくり出すのであろう。

この点はロールズの正義論に見ることができる。前述したように、我々はロールズが「それぞれが社会の協同的な仕事において役割を果たすこと」をどのように主張しているかに注目した (Rawls, 2001, p. 179)。しかしロールズは公平な社会について、労働市場において機会の公正な平等、そして労働にかかわる報酬の均等な分配がある社会であると述べる（格差原理を満たす一つ）。我々はそのような社会に住んでいるのか。この質問に対しては慎重に経験的調査が求められるが、多くの国は今日の正義の要件を満たすことはありそうもないようである。英国では、例えば、社会的流動性に関する最近の研究調査で、国が機会の公正な平等に対する原則を満たすことからほど遠いことを示唆している (Blanden et al., 2005; White, 2006, pp. 64–68, 152)。そのような文脈のなかで、厳しい労働条件なしで最低所得を保障する寛大な福祉システムは、彼らの欠点によって不公平で不利な状況におかれている人々のために、ある程度の補償することができる。それは彼らが低賃金や低質雇用を断ち切る能力を高めることにつながる。そしてこのような方法でこのグループのための賃金と条件向上に圧力をかけることもできる。同じ理由で、福祉システムの労働条件を互酬性の名で実施することは、このグループの市場性を弱め、そして不公平な社会的背景を強化する可能性をはらむ。

以上のような理由で、BI の支持者はたとえ BI が多少互酬性を違反し、不公平になるとしても、他の正義を促す影響によって、より重要であると主張する⁽¹⁾。

4. 互酬性反応のバランス

公平性反応のバランスを述べる中で私は、BI が互酬性の観点に違反しているが、公平性に対する他の条件においては反論の可能性があると想定している。しかし、我々は、BI がたとえ互酬性

の観点から見ても、バランス上、必ずしも良くないものなのかどうかを今、考えるべきである。私がいう「互酬性反応のバランス」についてここで考えてみる。現在の状況において BI を導入することで互酬性の要求に応じる社会を間近に導くのをこの言葉は手伝ってくれる。

互酬性反応のバランスは実際、公平性反応のバランスの変形であるが、焦点は互酬性それ自体の価値に加えて、BI の利益の可能性におかれる。これは、道徳的な力を与えるだけでなく、より政治的な力を与えるかもしれない。それは互酬性と貢献の基準についての関心が、社会政策に関する公的議論の中心となる状況においてである。

BI が互酬性の価値を満たせる 4 つの方法について簡単に述べよう。

労働インセンティブ

BI の導入は低賃金労働者が直面している限界税率を効果的に下げて、彼らの労働努力のボランティアな改善に導くこともできる。労働者のための労働市場の本質は働くようにすることであろう。そのために、鞭よりニンジンによって互酬性の原理を扱うべきである。

非市場的な労働の再考

互酬性の義務に応じることは疑いがないが、市場によって完全に報われることはない特定の職種もある。一つの例を挙げると、家庭内の介護労働である。BI は家庭内の介護労働のような労働に報酬を支給し、互酬性の原理をより公平な支援をさせる方法である。

家庭内の互酬性

もし我々が、互酬性に違反するという理由で「フリーライディング（ただ乗り）」のことを考えるのなら、家庭におけるそれについても考えるべきである。家庭の中で、男性はしばしば女性に比べて家事労働をしないで不公平に暮らしている。（Bubeck, 1995, Pateman, 2004, 2005）。この不公平は頻繁に女性の財政的な独立の欠如の根拠になっている（Okin, 1989, chapter 7）。多分女性の財政的な独立を高めることによって、BI は家庭内で

の力関係を変えられるだろう。そしてそれは彼らの労働に対する搾取的な分配を維持することを難しくするだろう。

雇用機会の増大

BI を導入することは、支出や雇用の機会を安定させる所得分配に基づいて、労働市場の改善または労働報酬の新しい形態を促すことができるであろう（Meade, 1989; Van Parijs, 1995, chapter 5）。これは労働に対する義務のもとで、労働の機会がより重要であると感じている市民に意味がある。このことは互酬性の価値について関心をもつ人にポジティブな結果をもたらす。

それらの効果からみれば、BI は互酬性の観点からネガティブな影響だけでなく、ポジティブな影響も持っているであろう。BI は他の状況では生じないフリーライディングを導くかもしれないが、もし他の影響が十二分であれば、社会は所得分配等、互酬性の価値がどれぐらい満たされるかを見て、全体として有益であれば、認められるであろう。

もちろん、多様なポジティブな影響の存在、あるいは規模を問う理由がある。労働インセンティブがある分だけ、最終的な雇用創出効果をポジティブにとらえるべきであろう。家庭内でのケア介護者に適切な社会的賃金を与えることによって、BI は実際、家庭内の労働の性分業を統合し、男性から女性の財政的独立を促すことができると考えられる（Robeyns, 2001）。BI は社会により効果的に互酬性の価値を追求する可能性を持っているのは確かであり、そしてそれはエクスプロイテーション批判の力を減少させる。

5. 相続資産の反応

公平性と互酬性反応のバランスはエクスプロイテーション批判に対して基本的に妥当性を認めているが、この異論は BI の他のポジティブな影響の観点から決定的ではないと論じられる。それらは、市民が互酬性の価値に基づいた社会資源のシェアの還付に働く義務があるという考え方と互酬性の価値を認める。しかし、これらの反応が実際にどれ位認められているのか。市民が労働の自発性

にかかわらず、シェアを公平に求めることができる資源の種類はどれくらいあるか。この問題を提起することで、我々は「相続資産の反応」と呼ばれるエクスプロイテーション批判に対する4つ目の反応を考えることができる。

これに関しては、我々の社会の中でいくつかの資産は自然あるいは過去の世代の労働から社会へ受け継いだものであるという考えから論議が始まる。正義の問題として、個人はこの遺産に対して多分均等なシェアをもらえる権利を持っている。資産に対する分配と再分配は文字通りに非現実的であるが、遺産のシェア（資産の価値への税によって管理されるのが最も適切である）にかかわる人々に現金を等しく与えることは社会の権限の範囲内にある。このような主張はトマス・ペイン（Thomas Paine）、ヘンリー・ジョージ（Henry George）、そしてハーバート・スペンサー（Herbert Spencer）のような思想家の先行研究でも明らかになっている（Steiner, Vallentyne, 2000 a, 2000 b; Van Parijs, 1992 参照）。その主たる考えは、人々は労働、あるいは労働の自発性に関係なく、無条件的にこの遺産のシェアを得る権利を持っているということである。互酬性の原理は、我々が先に存在する、すなわち、同じ市民として労働生産に対する分配についてではなく、労働努力に関わらない資源について述べるので、適用できない。生の直観力（多様な方法で変化と緻密さを明らかにすることができる。）は、彼の相続資産がすべての人々の間でほぼ等しく分配されるべきであるということである。そして互酬性の原理は、この最初の遺産に加えて生産された資産の分配に当てはめることができる。ヒレル・スタイナー（Hillel Steiner）（1994）、フィリップ・ヴァン・パライス（Philippe Van Parijs）（1995, chapters 2–4）のような哲学者は権利として普遍的な無条件のBIを正当化するための主張から、このタイプの見解を認識し、展開した。相続資産の反応もまた、政治的な様相を呈しているように見える。例えば、アメリカでは、社会政策を動かすような過酷な労働観を求めている一方で、すべてのアラスカ市民に公有された鉱物販売の権利から得られた適切なBIである、アラスカ永久基金（Alaska Permanent

Fund）に対する反対は殆どないようである（O'Brien and Olson, 1990; Goldsmith, 2002）。この給付は明らかに福祉の形としてもネガティブな形態ではなく、市民権の付与としてポジティブな形態である（Goldsmith, 2002）。関連された考えで、イラク市民の間においてオイル収入を分配するため、今後の体制について継続的な議論が残っている（Wong, 2006）。最近、英国で環境大臣デイビッド・ミリバンド（David Miliband MP）によって示された引取り可能な個人炭素手当の導入の提案は、基本的に相続資産への対応を背景とした考えをもとに、もう一つの可能性を現実に適用したものである（Toynbee, 2006）。

相続資産の反応はエクスプロイテーション批判をどう取り扱うのか。ここで私はこのような議論において、生じる3つの質問を検討する。

第一の質問は、この主張の支持者が直面することは、資産とかかわる状況が原則的に人々の間で均等に分配されるべきであるか否か、またはいくつかの補償的な分配の原則がより適切であるか否かである。後者の場合には補償の原則がより適切である⁽²⁾。先天的な能力が乏しい、あるいはハンディキャップをもって生まれた人は彼らの才能を補償するため、資産のシェアをより大きく受け取るべきであるかという点である。平等主義者は補償的分配を支持する傾向がある。相続資産ファンドが障害者とともに低収入の可能性のある人にターゲットを上げれば、確かにすべての人のためのBIの財源は明らかに少なくなる。結果として、BIの水準が基本的なニーズを基本的に十分カバーできないことになる（他の事と同じ）。BIのみで暮らすことができない人々を支援するため、補足福祉プログラムでより多くのニーズに応じる必要が生じるだろう。この補足プログラムには相続資産から財源を補助される。それは互酬性の原理の範囲内に議論を収め、議論がなされないことになる。それゆえ、ワークテストあるいは就労意欲を確認することなしに補足福祉給付を行う事はエクスプロイテーション批判を受けることになるだろう。

この主張の支持者が直面している第二の質問は、なぜ相続遺産の割当てはある特定の年齢での

一括払いの給付、あるいは一括の現物給付とする（あるいは2つの組合せ、あるいはその以上の可能性もある）のではなく、定期所得給付のように支給しなければならないか、である。もちろん意見の殆どは基本的資産として少なくとも相続資産のいくつかを支給されることを支持する（Ackerman, Alstott, 1999; White, 2003; Dowding 等, 2003; Ackerman 等, 2006; Paxton 等, 2006）。一括払い給付としての遺産を支給することについて確かな懸念は、相続者の判断不足、あるいは運が悪いことなどによって、生活において早めに資金を失うかもしれないことである。BI の可能な給付の多くは、例えば、市場の脆弱性に対して個人を保護する観点から行われる（少なくとも個人のため）。この可能性は端的に、パターナリストを基にする基本財より、むしろ BI のような相続遺産のシェアの給付を守るために導かれる（Van Parijs, 1995）。しかし、この状態を維持することがもしかすると困難である場合もある。一旦パターナリズムの正当性が認められたら、「なぜそこで止まるのか？」と聞かれるかもしれない。資本（財源）がどのように使われるかが制限されている状況での基本財政策（Nissan, Le Grand, 2000; White, 2003, chapter 8; White, 2004 a), あるいは現物給付のパッケージ（例えばヘルスケアサービスのような）もしくは、ある種類の労働条件による一様な所得移転政策（もし労働条件が典型的な受給者の移転による生活見込みを改善することができれば）、あるいは、多様な可能性の組合せより、なぜ BI がパターナリズム的な観点から見て唯一正しい政策であるといえるのだろうか。相続資産の主張は、エクスプロイテーション批判が直面しているある種の「シティズン・ステーク」政策を正当化する。その主張は必ずしも異論に直面している BI を決して正当化しない。BI はある形態の中で、他の何よりもシティズン・ステークを支給することに最も良い理由となるかもしれない。

しかし、おそらく考えられるべき最も基本的な問題は実際に相続資産における割当てへの権利が労働に関する意志と独立しているか否かである。パターナリストが考えるべき一つの側面は労働に

対する彼らの意志に関係なく、人々に遺産の割当てを支給する政策を求めるのが正当なのか、あるいは、多様な政策もしくは労働に対する意志に基づいて多様なあるいは条件付割当ての政策を支持するのが正当なのかということである。我々の遺産に対する概念は、人々が労働の条件なしで、相続資産の中の割当てに権利をもっているということまで議論されてきた。しかし、リチャード・アーヌソン（Richard Arneson）は相続資産をどう分配すべきなのか（必ずしも支持しない）に対して以下のように簡潔にオルタナティブな概念をまとめた。

オルタナティブの観点から、相続された物質資源は、すべての人が働く目的のためにそれらの資源へ同等にアクセスする権利をもつ、という意味の共有資産である。もし相続された資源が一つの工場からなると想像すれば、このオルタナティブの観点によってすべての人が同じ条件で工場へのアクセスはできようが、働くことなく工場から所得のシェアを得られる資格はない（Arneson, 1992, pp. 506-507）。

遺産に関する2つの構想を無条件的な分配と労働的な分配と呼ぼう。無条件的な分配のもとで、個々人に「社会的工場」で取引可能な時間の割当てを等しく与える。労働的な分配のもとで、個々人に工場の中で彼らの労働に対する意志の割合をもとに割当てを与える。

ギス・ヴァン・ドンセラール（Gijs van Donseelaar）（1997）は、ある資産に対する労働的な分配は無条件的な分配より、公平であると強く主張する。彼の主張を説明するため、2つの同じサイズのグループに分けて状況を考えてみよう。一つのグループは収入より、むしろ余暇の方を選んで、もう一つのグループは余暇より、むしろ収入の方を選ぶ。また、2つのグループの生産的能力（工場で労働を通して所得を得るための能力）が同様であると想像しよう。無条件的な分配の下では、それぞれ工場で市場性のシェアに対する時間を等しく得る。2つのグループの異なる選択は、結果

的に余暇を好む人には労働に対する彼らの望みに比べ、「余剰」時間をもっている。一方、収入を好む人には労働に対する彼らの望みに比べ、「赤字」時間をもっている状況がつくられるだろう。タイム・シェアとして取引可能で、ありそうな結果は2つのグループの間の交換であろう。すなわち、余暇を好む人は収入を好む人が工場で必要以上の時間を生産する資産のいくつかのお返しに、収入を好む人に彼らのタイム・シェアの一部分を売る。これは工場時間を公平に分ける方法であろうか。

適切な工場時間は各々のグループの労働に対する望みを満たすためには有効である。収入を好む人がいないとき、余暇を好む人がある数時間 X の間に働く方を選ぶ一方、収入を好む人は余暇を好む人がいないとき、 Y 時間の間に働く方を選ぶ ($Y > X$)。総有効時間は正確に $(X + Y)$ になるわけである。しかし、工場の仕事をする中で、すべての人が「独立した利益 (Independent interest)」を得るための工場時間が十分であるが、無条件的な分配は希少財をつくる方へ工場時間を割り当てる (希少は何人かの人がより多くを望むために、価格を支払うことをいとわないことである)。一つのグループ、余暇を好む人は、この人為了に引き起こされた欠乏から利益を得る。無条件的な分配は収入を好む人が不在であれば、むしろいっそう良くなる。なぜならば、収入を好む人に「余剰」時間を売ることによって所得を必要とする人々にある程度応じることができ、余暇を好む人に与えられた所得のレベルによって、より余暇を楽しむことができるからである。しかし、もう一つのグループである収入を好む人には、無条件的な分配とそれがもたらす欠乏によって負担がかけられる。もし余暇を好む人が不在であれば彼らは与えられた労働の量に比べ、より多くの収入を得ることができない。このように無条件的な分配は2つのグループの関係を相互依存的関係にしている。一つのグループ (余暇を好む人) は他の依存から給付を受ける一方、もう一つのグループ (収入を好む人) は前のグループの依存によってよりひどい状況をさけることができる。多分、もし前者グループが後者のグループより能力がなけ

れば (何らかのハンディキャップを受ければ)、それらの間の移転は補償の根拠上、正当化できよう。しかし、我々はそれらの間の能力を同様に想定している。相互依存的なそれらの関係における本質は、一見、互惠性の原則に違反するように見える。その原則は公正な経済規則と制度が協力的な範囲内で当事者の相互利益のために働かなければならないということであり、更なる原則は暗示的に、BI への本来の相互主義に基づいた異論が根底にある。労働の分配は対照的に依存の問題を避ける。労働の分配のもとで、余暇を好む人は収入を好む人が不在のとき、働くことを望んだ X 時間を得、そして収入を好む人は余暇を好む人が不在のとき、働くことを望んだ Y 時間を得る。どちらのグループも相手の不在でより良くなったり、悪くなったりすることではない。もちろん、その場合、我々がいうのは、資産 (工場時間) に対する総支給は、資産の中ですべての人が基本的に独立した利益を十分に得ることに限ったことである。しかし、ヴァン・ドンセラル (Van Donselaar) が示すように、基本的な洞察はこのような状況をより広い範囲に一般化するかもしれない。道徳的に好ましくない依存を避けるため、資産は無条件的な分配だけでなく、個人の独立した利益を勘案する分配に対しても課題にすべきである。

しかし、我々はこの種のようなケースから引き出す一般的な結論に気をつけなければならない。ヴァン・ドンセラル (Van Donselaar) の主張は条件付分配、あるいは労働に対する自発性の割合ですべての相続資産を分配させることを支持しないということである。ヴァン・ドンセラル (Van Donselaar) の考えでは、相続資産をもつ誰かが、労働に対して自発的であるか否かだけではなく、その人が (ある人が資産において利益をもっているか否かから独立した) 「独立した利益」をもっているか否かも鍵となる。上のケースは特別であり、独立した利益は「生産的利益」と言うこともできる。利益は生産的目的のために使う。他のケースでは、人々が生産的利益ではなく、独立した利益をもっているかもしれない。これらのケースにおいて、労働的な分配のリスクは生産的

目的のため、使っている相続資産のなかで独立した利益を少なくするとともに、不公平をもたらす(Widerquist, 2006 によって発展された)。

簡単な例を挙げて考えてみよう。10 人が数エーカーの土地で作られた無人島に流された。9 人のグループは進取的な経済産業を確立するために土地を使うことを望んでいる。10 番目の人はより少なめに生産して、より多くの時間を精神的な瞑想のために土地を使って暮らすのを望んでいる。労働的な分配は島全体を社会的な工場に変えて、瞑想的な傾向がある 10 番目の個人に、彼女が労働する意志を持っている分だけ土地を利用する権利をもつというだろう。しかし、これは確かに間違っている。このケースは、彼女が他の皆と異なる(生産的ではなく)方法で土地を使うことを望んでいるので、彼女自身の思い通りに土地のシェアをもっていることから、この 10 番目の人を排除するのは不当であろう。

労働的な分配の妥当性は資産の本質によって決まるようである。資産が生産的なもの以外に使われることはほとんどない。このケースは前述の社会的な工場と同様であり、それは多分、労働条件の中で相続資産の分配をすることが合理的であろう。他のケースでは、資産は多様に用いられる。それは、生産的にも使われるし非生産的にも使われる。そこではおそらく無条件的な分配をすることが最も合理的であろう。明確にそうすることが独立した利益の根本的な構成という点で、全く公平ではないかもしれないが、それは労働的な分配によって生み出されたというより、公平な分配へより近づくかもしれない。具体的には、おそらく無条件的な分配に応じる土地のような(土地は多様に生産的、非生産的に使う)資産を扱う提案では最適であろう。一方、より厳密に生産的な「有用価値」(use value)である「職業資産」(job assets) (Van Parijs, 1995, chapter 4) のような他の資産は、労働的な分配に応じて扱われる。

しかし、もし我々が労働的な分配を受け入れれば、より少ない相続資産ファンドの割当てでは、まず BI のように何かが策定されるべきであるという無条件的な分配より、「職業資産」としての方がより適切である。労働的な分配の論理に従っ

て、職業資産という価値に相当するファンドの割当てでは、まず労働努力、あるいは労働に対する自発性への移転により近い形で策定されるべきであろう(例、賃金助成金)。

6. 結論及び提言

これから、エクスプロイテーション批判に対する多様な反応を一緒に考えてみよう。異論は、BI が推定している互酬性の義務に違反し、働くことなく所得を享受する人々を許していることにあるだろう。我々は次のようにいえるだろう。

1. ある資源は確かに一般市民の相続ファンドの共有物としてみられており、このファンドの割当てに対する個人の受給権が労働に対する自発性に左右されることは信じ難い。

この論理は社会の共同的な相続資産において、個人の公平な割当てを保護するための方法として BI のある最初のレベルを正当化することができる。この BI の規模は次のことによって左右されるだろう。(a) 相続遺産のサイズは資産条件ごと、(b) 無条件的な分配はどれぐらい労働的な分配にくらべて相続資産の割当てを取り決めるために適切なのか(理解しにくいのは資産の本質による観点である)、(c) 不平等な先天的能力とハンディキャップを補償するため、相続資産ファンドに求める適切な補償の範囲程度、(d) パターナリスト、あるいは反パターナリストの議論によって、BI 以外の他の形で相続遺産の実行を支えることができる(例、無条件の一括払いキャピタル・グランド、条件付きキャピタル・グランド、現物給付、あるいは多様な組合せ図式) ことである。

相続資産の議論によって正当化されることができる、それより高い BI を導入することが望ましく、エクスプロイテーション批判への他の 2 つの反応をもってしてもこの議論を補うことができる。

2. たとえ BI が互酬性にとって良くないとしても、これは市場の脆弱さの防止等、公平性の他の影響へのプラスの効果によって凌駕される。

3. たとえ BI が互酬性にとって良くない方法であるとしても、同様の価値があるプラスの効果

がある。

そのため、これらの議論により BI に対するエクスプロイテーション批判に、いっそう理性的に応じることができる。エクスプロイテーション批判が BI への決定的な異論をどう合理的に維持することができるかは、我々が BI についてオルタナティブな平等主義のある仮定に依存するのではなく、むしろ英国及びアメリカ等の国の状況に規定された豊富な BI レジームを判断する時期による。しかも、反応のいくつかの方法は政治的な合意や BI に対する政治的な信頼性を支持することを助けるだろう。しかしこれは多くの公共的な態度 (public attitudes) に関する国別調査によっても、一般化することは難しい。

最後に、この研究を通して私は「活動 (行動) 条件付き」(我々は収入移転の支払いに活動を条件とすべきなのか?) の問題が、「労働条件付き」(我々は収入移転の補償に労働を条件とすべきなのか?) の問題と同様に取りくんだ。しかし、もちろん、2つの問題は同じではない。互酬性に根強くかかわっている「労働条件付き」は、単に「活動 (behavioural) 条件付き」のより広い問題の一部である。例えば、英国では、既に子供のための控えめな BI が存在している。それは多様な子供の数と年齢に基づいて、子供をもつすべての家庭に現金給付を支給する子供手当である。(これは他に加わる子供のための所得関連給付である)。子供たちの間での不登校の水準に懸念した、英国政府は、数年前に登校を子供手当条件として取り組むべきか否かを考えた。今、我々はそのような政策の実際の影響が機会の平等に良いと考えている。我々はたとえ条件が低所得のバックグラウンドの子供たちの不登校率を減らしたことを理由に条件をつけても、条件付きより広い BI や子供手当を設けることに反対するのだろうか。例えば、たとえ BI の支持者がエクスプロイテーション批判に対して説得力のある道徳的な (政治的な) 反応を進めることができるとしても、真の無条件及び普遍的な BI 支給するための問題は、まだ正義に関するほかの考察に基づいた他の課題に直面するかもしれない。公平性のバランスの議論は BI の事情により、好ましくはないがくり返

されるかも知れない。

注

- (1) もう一つの公平性のバランスに対する議論は van der Veen (2004) 参照。
- (2) 主な主題で論じられる補償の理由だけでなく、基本的インセンティブのために平等な分配が伴わないかもしれない。例えば、Van Parijs (1995) のマキシミン (maxmin) の分配についての主張は資産のシェアをより小さくすることによって増加した資産の (恐らくより裕福層により大きなインセンティブを通す) 分配のなかに不平等を求めるということである。私はこの複雑な主題を割愛するが、私は Van Parijs が提案したマキシミン (maxmin) の修正を受け入れる。

参考文献

- Ackerman, Bruce and Alstott, Anne (1999) *The Stakeholder Society*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Ackerman, Bruce, Anne Alstott and Philippe Van Parijs (eds.) (2006) *Redesigning Distribution: Proposals for a More Egalitarian Capitalism*. London: Verso.
- Arneson, Richard (1992) "Is Socialism Dead? A Comment on Market Socialism and Basic Income Capitalism," *Ethics* 102, pp. 485–551.
- Blanden, Jo, Alissa Goodman, Paul Gregg et al. (2004) "Changes in Intergenerational Mobility in Britain," in Miles Corak (ed.) *Generational Income Mobility in North America and Britain*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bubeck, Diemut (1995) *Care, Gender and Justice*. Oxford: Oxford University Press.
- Dowding, Keith, Jurgen De Wispelaere and Stuart White (eds.) (2003) *The Ethics of Stakeholding*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Goldsmith, Scott (2002) "The Alaska Permanent Fund Dividend: An Experiment in Wealth Distribution," paper presented at the 9th biannual congress of the Basic Income European Network, Geneva, September 2002.
- Goodin, Robert E. (1986) *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities*. Chicago: University of Chicago Press.
- Locke, John (1993 [1688]) "A Letter Concerning Toleration," in David Wootton (ed.) *John Locke: Political Writings*. Harmondsworth: Penguin.

- Meade, James (1989) *Agathatopia: The Economics of Partnership*. Aberdeen: University of Aberdeen.
- White: Reconsidering the Exploitation Objection to Basic Income 15
- Nissan, David, and Julian Le Grand (2000) *A Capital Start: Start-up Grants for Young People*. London: Fabian Society.
- O'Brien, J. Patrick, and Dennis O. Olson (1990) "The Alaska Permanent Fund and Dividend Distribution Program," *Public Finance Review* 18, pp. 139–156.
- Okin, Susan Moller (1989) *Justice, Gender, and the Family*. New York: Basic Books.
- Pateman, Carole (2004) "Democratizing Citizenship: Some Advantages of a Basic Income," *Politics and Society* 32, pp. 89–105.
- Pateman, Carole (2005) "Another Way Forward: Welfare, Social Reproduction and a Basic Income," in Lawrence Mead and Christopher Beem (eds.) *Welfare Reform and Political Theory*. New York: Russell Sage Foundation.
- Paxton, Will, Stuart White and Dominic Maxwell (eds.) (2006) *The Citizen's Stake: Exploring the Future of Universal Asset Policies*. Bristol: The Policy Press.
- Rawls, John (1993) *Political Liberalism*. New York: Columbia University Press.
- Rawls, John (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Robeyns, Ingrid (2001) "Will a Basic Income Do Justice to Women?," *Analyse und Kritik* 23, pp. 88–105.
- Steiner, Hillel (1994) *An Essay on Rights*. Oxford: Blackwell.
- Taylor-Gooby, Peter (2005) "The Work-Centred Welfare State," in Alison Park, Catherine Bromley and Katarina Thompson (eds.) *British Social Attitudes: The 21st Report*. London: Sage.
- Toynbee, Polly, "This Electric Radicalism Marries Green Politics With Social Justice," *The Guardian*, <http://environment.guardian.co.uk/climatechange/story/0,1972580,00.html> [Accessed Friday, December 15, 2006].
- Vallentyne, Peter and Hillel Steiner (eds.) (2000 a) *Left-Libertarianism and Its Critics*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Vallentyne, Peter and Hillel Steiner (eds.) (2000 b) *The Origins of Left-Libertarianism*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Van der Veen, Robert (2004) "Basic Income Versus Wage Subsidies: Competing Instruments in an Optimal Tax Model With a Maximin Objective," *Economics and Philosophy* 20, pp. 147–183.
- Van Donselaar, Gijs (1997) *The Benefit of Another's Pains: Parasitism, Scarcity, Basic Income*. Amsterdam: University of Amsterdam.
- Van Parijs, Philippe (1992) "Competing Justifications of Basic Income," in Philippe Van Parijs (ed.) *Arguing for Basic Income*. London: Verso.
- Van Parijs, Philippe (1995) *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* Oxford: Oxford University Press.
- White, Stuart (2003) *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*. Oxford: Oxford University Press.
- White, Stuart (2004 a) "The Citizen's Stake and Paternalism," *Politics and Society* 32, pp. 61–78. 16 *Basic Income Studies* Vol. 1 [2006], No. 2, Article 4 <http://www.bepress.com/bis/vol1/iss2/art4>
- White, Stuart (2004 b) "What's Wrong With Workfare?" *Journal of Applied Philosophy* 21, pp. 271–284.
- White, Stuart (2006) *Equality*. Cambridge: Polity.
- Widerquist, Karl (2006) "Who Exploits Who?" *Political Studies* 54, pp. 444–464.
- Wissenburg, Mark (2001) "The Third Way and Social Justice," *Journal of Political Ideologies* 6, pp. 231–235.
- Wong, Edward, "Iraqis Near Deal on Distribution of Oil Revenues," *New York Times*, <http://www.nytimes.com/2006/12/09/world/middleeast/00oil.html> [Accessed December 9, 2006].